

令和 3 年 度

総 務 部
定期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

総務部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

令和3年9月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

総務部	総務課	令和3年11月12日	午前 9時から
〃	防災危機管理課	令和3年11月12日	午前 9時40分から
〃	税務課・収税課	令和3年11月12日	午前10時40分から
〃	管財課	令和3年11月12日	午前11時10分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、総務部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「令和2年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【総務課】

【防災危機管理課】

【税務課】

【収税課】

【管財課】

なし

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

令和3年9月30日現在における総務部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、総務課、税務課、収税課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。つり銭については、税務課、収税課において所有しているが、つり銭金額は間違いなく適正に管理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

総務部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

総務課 防災危機管理課 管財課 税務課 収税課	事務 事業	管財課：シルバー人材センターへの委託について、費用のみで判断せず、費用対効果をよく検討してもらいたい。市として、どのように考えていくのかを検討してもらいたい
-------------------------------------	----------	--

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

○総務課・防災危機管理課・税務課・収税課・管財課

《指摘要望事項》

随意契約を行う場合には、複数社から見積もりを徴し、内容等を比較し、市に有利な者と契約していただきたい。

総務課

随意契約を行うにあたっては、原則として特殊性のない業務等については、複数社より見積もりを徴し、市の有利なものと契約をしている。

ただし、特殊性がある業務等については、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することが出来ない場合など、契約内容の特殊性により特定の相手方と随意契約を行っている。

防災危機管理課

随意契約を行う場合にあっては、複数社から見積もりを徴しているが、一部については、1社の見積もりの委託もあるため、引き続き複数社から徴することができるよう努める。

税務課

基幹システムのパッケージを使用しての委託業務等基幹システムの保守業者や

既存システムの設置業者でなければ支障が生ずる恐れがあるとか、極めて特殊又は限定的な業務等で、特定の設備等の有無又は地域性を考慮すると履行可能な者が限られるといった、業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ初期の契約目的を達成することができない場合、又は、鑑定等の事務で、経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に特に精通した者に履行させる必要がある場合を除いて、複数社から見積もりを徴し、内容を比較し、市に有利な者と契約を行っている。

収税課

滞納整理システム保守委託料及び軽自動車税口座領収済通知書アウトソーシング業務委託については、システム導入業者でなければ実施できないため、地方自治法第167条の2第1項第2号により随意契約しています。その他については、複数業者から見積りを徴し、市に有利な者と契約をしています。

管財課

公共的団体で市が行う事務と密接な関係を有する業務を行う事業者については、条例の規定に基づき施設使用料を免除し、共益費を徴収している。

八代分庁舎を使用している社会福祉協議会については、免除の該当しない車両の使用料徴収に向けて協議を行っている。

○防災危機管理課

《指摘要望事項》

工期延長した工事について、工事完成前に工事管理業務を完了するのではなく、工事完成後に管理業務についても完了する事。

《対応措置の内容》

○今後、本体工事の工期延期が発生した場合は、工事管理業務についても工期延長する。

○管財課

《指摘要望事項》

庁舎等の貸し付けについて、不合理がないよう十分に精査する事。

《対応措置の内容》

公共的団体で市が行う事務と密接な関係を有する業務を行う事業者については、条例の規定に基づき施設使用料を免除し、共益費を徴収している。

八代分庁舎を使用している社会福祉協議会については、免除の該当しない車両の使用料徴収に向けて協議を行っている。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。